

台湾原住民セデック族の文面文化に関する考察

李 干

LI Gan

非文字資料研究センター 2019年度奨励研究採択者
神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 博士後期課程

【要旨】台湾原住民セデック (Seediq・賽德克) 族は、台湾中央山脈の中部を中心に暮らしてきた原住民族である。彼らは出草 (首狩り)、文面 (顔面の入れ墨) という風習をもっていたことで知られている。以前の研究では、セデック族はタイヤル族の一部 (支族・亜族・言語系統) として扱われ、タイヤル族研究に位置づけられていた。2008年、セデック族は台湾政府により、14番目の台湾原住民族として認定された。そのことにより、セデック族の文化に関する研究は独自の分野となり、大きな意義をもつようになった。台湾原住民の中で純粋な文面文化をもっている民族はタイヤル族、セデック族、タロコ族である。彼らは文面民族と総称される。

文面はセデック族にとって、一人前になったという成人の証である。また、民族識別として重要な社会的機能もある。さらに、人生儀礼とアイデンティティーに深く関わり、重要な役割を果たしてきた。日本統治時代の1913年、文面の風習は禁止され、文面の技術は途絶えてしまった。そのことは、文面がもっていた社会的機能に大きな影響を与え、セデック族のアイデンティティーに揺らぎが生じた。現在、伝統的な文面を施しているセデック族は老人1人だけとなり、この風習は廃れてしまったように見える。ところが21世紀初期から、伝統的な方法とは異なる手段により、文面文化を復興させようという動きがみえるようになった。

本論では、台湾南投県仁愛郷で暮らす西部セデック族の伝統的な文面文化を中心に述べていく。具体的には文面の条件、起源伝説、施行の過程、タブー、器具、男女の紋様に関する問題を取り上げ、考察を試みた。同時に、他の語群やタイヤル族、タロコ族の文面紋様との比較研究も行った。また、現在の文面文化の復興運動の趨勢や現状、復興の過程における問題も取り上げた。最後に聞き取り調査をとおして、文面文化に対する現在のセデック族の考えや意識も明らかにした。

A Study of Facial Tattoos on the Seediq People, an Indigenous Tribe in Taiwan Region

Abstract: The Seediq people are an indigenous tribe that have lived mainly in the middle of Taiwan's Central Mountain Range. They are known for their customs of headhunting and sporting facial tattoos. In past studies, the Seediq tribe was considered part of the Atayal tribe in terms of tribal family and language, and thus studies on the former fell in the domain of studies on the latter. In 2008, the Seediq tribe was officially recognized as Taiwan's fourteenth indigenous group. Consequently, cultural studies on the tribe became an independent field with greater significance attached. Among all in Taiwan region indigenous groups, only the Atayal, Seediq and Taroko tribes have the culture of genuine facial tattoos. This is why they are called facial tattoo tribes.

For the Seediq people, facial tattoos are a symbol of adulthood. These tattoos also take on an important social function in giving the Seediq a distinctive tribal identity. Moreover, being closely associated with their identity and rituals, their facial tattoos play an important role. In 1913 when Taiwan was under Japanese occupation, facial tattoos were banned and the tattoo techniques lost. This had a severe impact on the tattoo's social function and caused an identity crisis among the Seediq people. Today only one elderly Seediq person wears facial tattoos, which indicates that the custom has died out. In the early 21st century, however, a movement to restore their facial tattoo culture began, even though the tattoo techniques used are different from the traditional ones.

This paper will discuss the traditional facial tattoo culture of the western Seediq people who live in Ren'ai Township, Nantou County. In particular, the tattoos' definition, origin, process, taboos, instruments and pattern differences by gender will be closely examined. At the same time, the Seediq's tattoo patterns will be compared to the patterns of other tribal language groups as well as to the Atayal and Taroko tribes. Furthermore, the current situation and trend of the facial tattoo restoration movement and issues in the restoration process will be explored. Finally, interviews with the Seediq people will highlight their views and opinions about the facial tattoo culture.

はじめに

まず、文面と台湾原住民⁽¹⁾について述べておこう。文面とは、一般に顔に彫る入れ墨のことである。入れ墨の風習をもっている台湾原住民はタイヤル族、セデック族、タロコ族、サイシャット族、パイワン族、ルカイ族、ツォウ族、プユマ族である。この中で、顔に入れ墨を彫るという文面の風習をもっている民族はタイヤル族、セデック族、タロコ族、サイシャット族である。ただし、サイシャット族は、入れ墨の技術をもっていない。そのため、サイシャット族は隣接するタイヤル族の技術者に入れ墨を彫ってもらうことが多いという。鈴木質によれば、サイシャット族が文面を彫る理由は、タイヤル族の文面を真似て、タイヤル族の出草⁽²⁾(首狩り)を避けることにあるという(鈴木 1992: 186)。このことからすれば、台湾原住民の中で純粋に文面文化をもっている民族はタイヤル族、セデック族、タロコ族だけとなる。彼らは、文面民族と総称される。清朝時代の文献において、文面の風習をもつ原住民族を「黥面番」と呼んでいた。「黥面」とは、古代中国と朝鮮に存在していた刑罰としての入れ墨のことである。犯人の頬や額に犯罪行為に関する文字と図案を彫る刑罰である。また、他の部位に彫る場合もある。これには「墨刑」、「黥刑」などの別称がある。『説文解字』によれば「黥」は「黒刑在面(顔にある黒い刑罰)」とされる。桐生眞輔は、「黥」の文字の使用例を遡ると、秦代より以前では、「刑罰のもと、罪人の印として顔に墨を刻み入れること」に限定して用いられるもので、刑罰、罪性を示すための専門用語であったという(桐生 2019: 56)。したがって、中国と台湾における「黥」、または「黥面」は、文面と同じく顔に墨で図案を彫ることを指すものの、その意味は全く異なったものである。

日本では、「黥」は顔の入れ墨を指すことが一般的である。吉岡郁夫は、「弥生時代から古墳時代にかけて、顔のイレズミを「黥」、体のそれを「文身」と記して区別している(中略) 黥刑としてのイ

レズミは衣服におおわれていない露出部、とくに顔面に刻され、阿曇連浜子は眼の周りに入れたので、「阿曇目」といわれるようになった」（吉岡 1996：208-209）という。

「黥面」という呼び方の代わりに、「紋面」という名称も使われていた。中国語では文面と「紋面」の発音は、全く同じであるため、今でも混同されている。近現代の中国と台湾では、身体に入れ墨を彫ることを「文身」ではなく、「紋身」と呼ぶことが一般的であった。例えば、劉其偉『台湾原住民文化藝術』（劉 1995）では、原住民の文面を「身體毀飾」（身体加工）として取り扱い、顔の入れ墨を「黥面」、身体に入れ墨を「紋身」と称する。しかし、中国語の標準辞書である「現代漢語辞典」をみると、「文身」はあるものの、「紋身」という記載は全くみられない。佐野賢治によれば、「入れ墨は江戸時代には「文身」と記され、刑罰としての「入墨」と区別された」（佐野 2011：121）としている。とすれば、日本においても、「文身」という表記法が一般的であったと考えられる。近年よく使われている「紋」は、動作を強調する語である。すなわち、身体に入れ墨を彫るという動作を意味すると考えられる。そうしたことからすれば、顔に入れ墨を彫ることを意味する「紋面」という名称は合理的であると考えられる。一方、文面は動作を強調する「紋面」と比べると、顔に入れ墨を彫るという文化的な意味合いが強い語である。実際、ほとんどの原住民は、文面という名称の方が適切であるという。そこで、本論では文面という言葉を使用することとする。

セデック族タックダヤ語で、文面は「Patis dqeras」という。この風習は、セデック族にとって、重要な社会的機能をもっていた。特に人生儀礼やアイデンティティーと深く関わり、重要な役割を果たしてきた。セデック族には、男女を問わず文面の風習があった。文面をしていない人は社会から排除され、結婚することもできなかつたとされる。セデック族のエスニックなルールである「GAYA」⁽³⁾（族律）によると、文面はセデック族にとって「成人」、または「本当の人間」を表す標識である。さらに、文面があるということは、別の意味ももっていた。セデック族は死ぬと死者の「UTUX」⁽⁴⁾（靈魂）が「他界への橋」である「虹の橋」に登り、「UTUX」（祖霊）の世界に辿り着けると信じていた。文面はそのための条件となっていたのである。

日本統治時代の1913年、文面の風習は禁止され、文面の技術は途絶えてしまった。現在、文面の技術をもつ者は1人もいない。現在セデック族の部落の中で、唯一文面の経験者は、Ipay Sayung（漢名：林智妹）氏である。彼は、花蓮県卓溪郷立山村のセデック族タウツァ語群 Tausa 部落の出身で、5歳のとき額に文面を彫った。だが、15歳のとき、強制的にそれを取り除かれてしまったのである。全連合新聞網中央社の報道「文面國寶林智妹 盛装族服高歌迎賓」によれば、Ipay Sayung 氏の年齢は97歳（当時）とされている。しかし、住民登録が遅かったため、実際の年齢は100歳を超えていたと思われる（全連合新聞網中央社 2019）。現在、その老人に直接話を伺うことは難しい状況である。そのため、筆者の聞き取り調査の内容は、すべて村人が若いころにみたり、文面の経験者から聞いた内容となっている。

I 先行研究と問題の所在

(1) 先行研究

日本統治時代の写真資料としては、森丑之助の『台湾蕃族図譜』第一巻（森 1915）がある。ここ

には、セデック族タックダヤ語群（当時は、タイヤル族の霧社蕃として取り扱われていた）の写真が収録されているものの、彼らの文面文化に対する詳しい考察はみられない。系統的な考察としては「臨時台湾旧慣調査会」による『蕃族調査報告書』（全8巻、1913～1921、佐山融吉主編）の第四巻『紗績族 前篇：霧社蕃・韜佗蕃・卓犖蕃』と『紗績族 後篇：大魯閣蕃・韜賽蕃・木瓜蕃』（佐山1917）がある。本論では、その中国語訳版である『蕃族調査研究報告書 第四冊 賽徳克族与太魯閣族』（佐山、中央研究院民族学研究所出版2011、以下『蕃族調査』と略称）を参考とする。

『蕃族調査』では、セデック族の文面風習を服装、穿耳（耳を通す）と同じように身体装飾の一つとして取り扱っている。文面と成人、死生観、「UTUX」の関係については、特に言及されていない。前編の第九章「身体装飾」第六節文面には、西部セデック族の文面風習が記述されている。この部分では、セデック族の男女の文面風習が概説として記述されている。ただし、その紋様や文面がもつ意義、特に「UTUX」、「虹の橋」などとの関連についての記述はない。また、その調査方法も、語群ごとに分けて行われたものではない。後編の第九章「身体装飾」第三節文面では、東部セデック族の文面風習が記述されている。ただし、この部分も語群ごとに分類されているものではなく、内容的には、文面の条件と方法が述べられているにすぎない。施行の具体的な方法に関しては「東部セデック族の文面風習は西部とほぼ変わっていないため省略される」と述べられている。

この他、代表的な資料としては、『台湾蕃族慣習研究』（台湾総督府蕃族調査会 1921）がある。その第1巻第3章第2節第1款第2項「刺墨」には、セデック族の文面の紋様、条件、意味などに関する考察がみられる。また、移川子之蔵、馬淵東一、宮本延人の共著である『台湾原住民族系統所屬之研究：第一冊本文篇』（移川、馬淵、宮本 楊南郡訳注 2011（1935））の第1章タイヤル族の部分には、セデック族の文面と特徴に関する記録がみられる。

戦後になると、日本の研究者による台湾での原住民調査は、政治的理由により難しくなっていった。吉岡郁夫の『いれずみ（文身）の人類学』（吉岡 1996）では、タイヤル族の入れ墨が取り上げられている。吉岡はタイヤル族の文面、胸の入れ墨を含めてすべて「文身」と呼んでいる。内容的には、タイヤル族の入れ墨の紋様、年齢、資格、動機、施行方法、謝礼、伝説などが取り上げられている。吉岡が使った主な参考資料は、鳥居龍藏「東部台湾に於ける各蕃族及び其分布」（鳥居 1897）、古野清人「台湾蕃族の刺青」（古野 1932）、宮内悦蔵「所謂台湾蕃族の身体変工」（宮内 1940）などとなっている。これらの参考資料は、いずれも日本統治時代に発行されたものとなっている。セデック族の区分について、『蕃族調査』では「セデック族はタイヤル族と異なり一つの独自の民族であるという可能性がある」と指摘している。そうした指摘があるにもかかわらず、吉岡はセデック族とタロコ族を、タイヤル族と一括して扱っている。吉岡の著作の中に「セデック」、「タロコ」という記述は一切みられない。例えば、タロコ族女性の写真（前掲：171 図 65）は「アタヤル族の女性」と説明されている。また、「アタヤル族男女の文身」（前掲：172 図 66）の（二）、（三）、（四）には「タイヤル族（角板山社）」と明記されているが、（五）には族名が書かれず「パーラン社」とのみ表記されている。パーラン社とは、セデック族の一つの社である。吉岡は、セデック族に属するパーラン社の特殊性を意識したのかもしれない。

入れ墨文化の研究者である山本芳美は、「タイヤル族に対するイレズミ禁止政策——その経緯と検討（1）」（山本 1999）を皮切りに、いくつかの論文を発表している。そうした論文には、タイヤル

族の入れ墨に関する研究の状況と、入れ墨禁止政策に関することが述べられている。『イレズミの世界』(山本 2005)では、特にタイヤル族の入れ墨除去に関する詳細な考察がみられる。近年では、日本においてもセデック族を独立の民族として取り扱う研究が現れてきた。例えば、山本は日本文化人類学会研究大会の口頭発表「「紋面民族」：台湾原住民族タイヤル、タロコ、セデックの「民族認定」その後とイレズミ」(山本 2012)で、セデック族「正名運動」以降の文面文化の現状を取り上げている。特に2011年10月1日に花蓮県で行われた「紋面文化伝承活動」という事例の中で、文面を通じた「文化復興」の趨勢を述べている。

台湾における研究としては、何廷瑞「臺灣土著諸族文身習俗之研究」(何 1959)がある。何は1952年の実地調査に基づき、タイヤル族を「Seqoleq」、「Tseole」と「Sedeq」という三つの言語系統に分類し、セデック族をタイヤル族の「Sedeq」の言語系統とした。そして文面の施行、伝説、器具、意義、紋様などの系統的な考察を行った。この他の研究には、馬騰嶽『泰雅族文面圖譜 = Atayal facial tattoo : 關於泰雅族文面習俗的文化研究、口述歴史與影像記録專書』(馬 1998)や、『文面・馘首・泰雅族文化 - 泰雅族文面文化展專輯 -』(馬、阮昌銳、李子寧、吳伯祿 1999)がある。これらの研究でも、セデック族はタイヤル族のカテゴリーに位置づけられている。この中では、広くタイヤル族全体における文面文化が考察され、多数の写真が収録されている。根誌優『21世紀台灣原住民族部落紀錄寫真』(根 2001)には、当時の15の原住民族群、150の部落の記録写真が収録されている。その中には、存命中の文面経験者に関する記録もみられる。近年の研究には、新北市中和區竹林中學(旧台北縣中和市竹林中學)の研究チームの「燦爛的遺產 - 紋面文化」(新北市中和區竹林中學研究チーム 2010)がある。そこでは、タイヤル族の文面文化が、系統的に考察されている。さらに、セデック族に関する記述もわずかであるがみられる。タイヤル族である尤瑪・達陸(族名:Yuma Taru 漢名:黄垂莉)には「泰雅族紋面耆老口述資料、影像記録整理及台灣紋身民族之分析」(尤瑪・達陸 2010)という研究がある。この研究ではタイヤル族を中心に、南部のパイワン族まで含め、存命中の文面・紋身経験者への聞き取り調査と写真資料が収録されている。ただし、タイヤル族を文面文化の代表とみなしたり、パイワン族を「紋手」(手の入れ墨)文化の代表としたりするなど、主観的要素が強くみられる。また、東部セデック族タウツァ語群の文面の経験者に関する報告は収録されているが、西部セデック族に関する報告は特にみられない。

郭明正⁽⁶⁾には、『真相・巴萊 - 『賽德克・巴萊』的歴史真相與隨拍札記』(郭 2011)、『又見真相：賽德克族與霧社事件 - 66 個問與答, 面對面訪問霧社事件餘生遺族』(郭 2012)などの研究がある。彼は、2011年に公開された映画『セデック・バレ』において、族語指導と歴史の検証を担当した。彼のセデック族に関する総合的研究は、台湾における嚆矢となった。この中では、セデック族の文面の起源伝説や、文面師に関する記述がなされている。

(2) 問題の所在と目的

これまでの研究では、セデック族をタイヤル族の一部(支族・亜族・言語系統)として、タイヤル族研究に位置づけているものが多かった。また、研究の内容としては、主に文面のある人への聞き取り調査、過去の文献や写真記録から、文面の条件や施行の過程、紋様などをまとめ、羅列したものとなっている。

台湾政府は、2004年にタロコ族を、2008年にはセデック族をタイヤル族の分類から除外し、それぞれ独自の民族として認めた。タイヤル族、タロコ族、セデック族の文面文化は同じようにみえるが、差異も認められる。その差異で最も典型的なものは、紋様の差異である。現在、セデック族の文面の紋様をタイヤル族、タロコ族と比較した系統的研究はほとんどない。また、日本の『蕃族調査』や、台湾の何、郭の研究には、セデック族の文面に関する起源伝説が記載されている。しかし、その伝説の内容に対する具体的な分析はみられない。

近年の研究では、文面文化の復興の動きが指摘されている。ただし、こうした復興は伝統的なものではなく、現代的な手段を通じて行われようとしているものである。これに対し、セデック族自身はどのような考え・意識をもっているのだろうか。また、彼らは文面文化をどのように取り扱おうとしているのだろうか。現在、このような文面の復興における問題点を取り上げた研究はほぼみられない。

本論での前提は、セデック族を一つの独自の民族と捉える視点に立つことにある。そのうえで、聞き取り調査と『蕃族調査』を中心とする文献調査を基に、セデック族の文面文化を再発見・再検討するものである。具体的には、次のような問題を取り上げていく。まず、セデック族の伝統的な文面の条件や施行の過程、タブー、器具を系統的にまとめる。次に、セデック族の文面の起源伝説に対する分析を行う。そして、タイヤル族やタロコ族の文面紋様との比較研究を行う。また、清流部落を調査地として、セデック族の文面文化の復興現状とセデック人の態度を考察する。最後に、文面の復興に対して批判的態度をもつセデック人の考えや意識を明らかにする。

本研究の聞き取り調査は、2019年8月11日に清流部落で行われた。また、先行調査として、2016年11月27日と2017年11月3日にも清流部落で行われた。聞き取りの調査対象は、すべてセデック族である。セデック族の歴史文化研究者である郭を中心に、主に文面に関する記憶をもつ40～70代のセデック人数名を選定した。部落を離れ、都市生活に溶け込んだセデックの若者とは異なり、この年齢層の人はセデック族社会運動の主力となった人たちである。彼らは文面の経験者と直接接触したことがあり、文化の断層の時代を経験している。特に文面文化に対する考えや感覚を強くもっている世代である。そのため、彼らに対する聞き取り調査は、彼らも持っている文面の記憶や文面の復興に対する態度、さらに今後、文面文化をどのように取り扱おうとしているのかという問題を中心に行った。

II 調査地の選定

本研究は、西部セデック族を中心に行った。主な調査地は、西部タックダヤ語群の霧社事件抗日6社⁽⁷⁾の遺族が居住する清流部落⁽⁸⁾とした。この部落を選定した理由は次の4点である。1点目は、霧社事件の関係部落として参考になる資料が多いことである。2点目は、この部落が西部セデック族の代表的な部落である点である。3点目は、映画『セデック・バレ』の主人公で、霧社事件の中心人物である Mona Rudo の出身部落として、多くの人に知られていることである。4点目は、筆者が以前からこの清流部落を中心に研究しており、すでに地域の人たちとの関係を築いている点である。

この他、比較研究を行うためタイヤル族烏來 (Ulay) 部落、霧社地区、タロコ族の一部の部落が存在する花蓮県の太魯閣国家公園も調査地とした。



図1 清流部落の位置（中華民國內政部國土測繪中心）

III 文面の条件

文面は、誰でもいつでも彫ることができるというものではない。そのためには、決まった時期と一定の条件が必要となる。ここでは、それを文面の条件と呼ぶことにする。

セデック族の男性の文面は、基本的に額と顎に彫られ、その紋様は複雑に積み重なる黒い直線からできている。一説では、額の文面を彫る条件は、動物を狩ることができるようになることであるという。しかし郭によれば、額の文面は狩猟とは関係せず、基本的に6～7歳前後に彫るという。『蕃族調査』の文面に関する部分にも、動物を狩るという条件は載っていない。一方、顎の文面の条件は出草（首狩り）である。人の首を切ると彫ることが許されていたのである。顎の文面のないセデック族男性は社会的地位が低く、無能であるとさえみなされていた。

次に、女性の文面である。その紋様の特徴は、額にある1本あるいは複数の直線と、頬にある大きな曲線である。また、部族や社群によっては、すねに数條の入れ墨を彫る場合もある。女性が額に文面を彫る時期は、一般的に男性と同じく6～7歳のころである。女性が頬に文面を彫る条件は、紡織に熟練することである。また、女性は基本的に男性より早く、文面の条件を達成できるとされる。それは、出草という男性の顎の文面の条件が、女性の条件に比べハードルが高いことによる。そのため、男性の文面の条件は、簡素化されていった。出草の風習は、日本統治時代に全面的に禁止されている。その際、文面の条件は「首を切ること」から、「切られた首に触る」という条件に変更されたのである。さらに西部セデック族では、男性の顎の入れ墨の条件は、次の三つに簡素化されている（郭 2012：88）。

- ① 出草が困難な場合、⁽⁹⁾ 珠衣や土地、子豚と他族が狩った首を交換する。
- ② 父親が狩った首はその子供に、叔父が狩った首はその甥に、兄が狩った首はその弟に譲渡することができる。
- ③ 1人の男性が首を狩れば、その家族の男性全員が文面を彫ることができる。

これについて、若干の補足説明をしよう。条件①における「他族」とは、セデック族と隣接している首狩り民族のことである。セデック族の居住地域からすれば、タイヤル族とブノン族が想定される。条件③は、三つの条件の中では最も簡単で、コストが低い条件である。この条件は、最も遅い時期に適用されている。その理由として、次のことが考えられる。近代になると、セデック族は隣の族群との貿易、交易をするようになる。そのことにより友好関係が確立し、婚姻による親族関係を結ぶこともあった。このような友好関係にある族群に、出草をすることはできない。そのため、セデック族は遠くの他民族の領域で、出草を行うということになる。しかし、遠距離の出草は危険性が高く、断念せざるを得ない。こうして、③のような文面の条件が考え出されたと思われる。

IV 文面の施行

ここでは、『蕃族調査』（中央研究院民族学研究所 2011）、「臺灣土著諸族文身習俗之研究」（何 1959）、『又見真相：賽德克族與霧社事件』（郭 2012）を参考に、セデック族文面の施行過程をまとめてみた。また、郭の口述資料や現地の人たちに対する聞き取り調査も参考とした。

（1）文面師

文面の施行者は、文面師と呼ばれる。基本的に女性で、世襲制である。『蕃族調査』には文面師は、男女を問わないと記述されている（中央研究院民族学研究所 2011：86）。しかし、郭は男性の文面師という存在は、聞いたことがないという。実際、男性の文面師の存在に関する記録は残されていない。この世襲家族以外の人々が文面の技術を習得するには、文面師に高額な報酬を払わなければならない。そして、一人前の文面師になった際には宴を設け、師匠を招待しなければならない。そうして、弟子の家族と師匠の家族は頻りに往来し、親密な関係になるという（郭 2012：87）。部落の規模によるが、一つの部落には、弟子と師匠の文面師を含め、基本的に3～5名の文面師がいる。その中で、部落の人の文面を担当する文面師は2～3名程度である。文面師は一般の人より美意識が高く、芸術の素養がある。入れ墨の紋様は、被文面者の意志を尊重するが、文面師が施行の前日の夢でみた凶案を参考に、施行する場合もある。村人は、この特殊な技能を有する文面師を丁重にもてなし、高い報酬を払う。そのため、文面師は部落で最も裕福であることも珍しくない。報酬は一般に鹿肉、豚肉、牛肉、アワの酒、紡織の布で支払われる。または、流通貨幣として使える貝殻、珠なども使われる。部落の人が文面師を選ぶ基準は、もちろん技術力の高さである。そのため、まず部落で評判の高い文面師を選ぶ。ただし、経済的な理由から、費用（報酬）の安い文面師を選ぶ場合もある。

セデック族の考えでは、文面の成功と失敗を左右するのは、文面を彫る時間や場所である。この他、文面師の技術や人柄、被文面者の貞操も重要な条件となる。

（2）施行の過程

事前準備 文面の直前に、文面師は被文面者にいくつかの質問をする。質問の内容は、施行者によって異なるが、以下の二つの質問は欠かすことがない。一つ目は、「あなたは本物の童貞・処女であるのか？」、二つ目は、「あなたは嘘をついていないか？嘘をつくとも傷口が化膿してしまうから」とい

う質問である。被文面者が質問に答える際に、その反応が不自然で嘘の疑いがある場合、施行者は最後まで問い詰める。被文面者がかつて婚前の交渉などがあったことを告白すると、それに対応する厄払いを行わなくてはならない。さらに、文面の後に倍以上の報酬を追加しなければならないという。そうしないと、入れ墨の傷口が化膿したり、潰爛したりするとされる。また、そうした個人の災禍だけではなく、部落全体に災禍を招く可能性もある。ただし、上記のようなことがなくても、傷口が化膿、または異常な症状が現れる場合がある。それは、悪霊に祟られた結果とみなされる。その場合、文面師は駆除の儀式を行う。

顔に印をつける 文面が始まると、文面師は、まず炭灰がついている筆と麻の繊維で、被文面者の顔に印をつける。塗料は、マツ科の薪を燃やしてできた炭灰に油をかけて調製したものである。セデック族は、特にニイタカアカマツの薪を愛用する。この塗料を使う理由は二つある。一つは、この塗料が比較的、安全であることである。これは、マツ科の薪の炭灰であり、火で高温消毒されているからである。二つ目は、マツ科の薪の炭灰は、被文面者の顔に接着しやすいことである。この塗料をつくることができるのは文面師だけである。塗料をつくる時間は、基本的に夜である。周りに誰もいない山の岩の下で、秘密裏につくられる。部落の中でつくられることはない。その工程は次のようなものである。まず、石で簡易なかまどをつくる。鍋を裏返し、その中でマツ科の薪を焼く。すると、煙が鍋の中に直接当たって、炭灰が自然に鍋に残ることになる。ある程度の時間が経つと、鍋の中にある炭灰を容器に入れる。こうして塗料が完成する。

入れ墨を彫る 次に、竹と金属製の器具を使って、入れ墨を彫る。まず、多数の細い針がついている「排針」を、顔につけた印にあてる。もう一方の手で木製の槌をもち、「排針」の末端を叩く。針を顔の真皮層まで刺していく。針を抜いた後に、楕円形の竹製特殊器具で、傷口の血を除去する。次に、塗料を傷口にかける。真皮層が塗料の色を吸収した後、竹製の特殊な器具で余計な塗料をけずり取る。このように文面の紋様は、密集している小さな点で構成される図案である。その後、特殊な植物でつくった薬を塗り、顔面の腫れをひかせる。顔が腫れている3～4日間は、水とお粥だけの食事となる。5日目から羽毛で顔を洗う。郭によれば、セデック族の女性は、ヤマムスメと藍鷗を美しい鳥と⁽¹⁰⁾考えており、その羽毛を使えば文面も美しくなるため、特に愛用していたという(郭 2012:90)。羽毛をぬるま湯につけ、優しく顔を拭く。基本的に2週間で完全に回復することができる。女性の文面の面積は大きい⁽¹¹⁾ため、左頬と右頬、それぞれ違う日に行われる。

施行中の痛み 麻酔という手段は特にない。女性の文面はその範囲が広い⁽¹⁰⁾ため、男性と比べかなりつらいものになる。特に複雑な紋様の場合、施行は朝から夕方まで続けられることが普通である。一方、男性の場合は、基本的に2～3時間程度で終了する。そのため、額の文面を彫る年齢になったり、頬の文面を彫る条件に達したりした女性は、この痛み⁽¹¹⁾に耐えられず抵抗し、さらに逃げてしまうことも多くあった。これに対しては、厳しい処分がなされた。部落から追い出されることもあったという。

時期と場所 文面は基本的に、秋と冬、そして初春のような気温、湿度が低い時期に施行される。その理由は二つ考えられる。① 秋と冬は農閑期で労働することが少なく、被文面者は充分な療養時間があること。② 気温、湿度が低い⁽¹¹⁾ため、入れ墨の傷口が悪化しないこと。入れ墨が失敗することをセデック族は「敗文」という。

施行は、被文面者の自宅ではなく、文面師や被文面者の耕地にある小屋で行われる(郭 2012:

89)。そこは、風を避けることができるからである。また、風を避ける室外で行われる場合もある。

食事 被文面者は当日の朝に体を洗い、食事の後に文面を受ける。文面の直前の食事では、普段の食事より多く食べるという。その理由は、文面を受けると顔が腫れ、全快するまで食事ができない状態になってしまうからである。そのため、事前に多くの栄養を補充する必要がある。特に女性は、文面の面積が大きいため、頬に文面を彫ると、顔が腫れ、目がみえなくなるほど変形してしまう。文面からの4～5日間は細い竹をストローとして使い、アワの粥しかとらない。

施行中と施行後 施行の際には藤、麻布でつくられた枕を使って頭を固定する。手足を縄で縛る、または、被文面者の周りを家族が囲み、被文面者の痛みによる動きを押さえる。文面を彫った後、被文面者は全快するまで部落に戻ることはできない（郭 2012：89）。山本によれば、タイヤル族の場合は、セデック族と異なり、施行後は頭に白い布をかぶせ、家族が家に連れ帰るという（山本 2005：231）。

（3）夢占い、鳥占いとタブー

占い セデック族における文面、出草、狩猟の共通点は、事前に夢占いと鳥占いを行うことにある。子供が文面を施す年齢になると、両親はまず夢占いを行う。夢占いの結果によって文面施行の日時と文面師を決める。文面を彫る前には、鳥占いを行う。「Sisin」⁽¹²⁾という霊鳥の叫び声で、吉凶を判断する。一部の部族では、女性は文面予定日の前日に文面師と共に寝て、夢占いを行うという。吉兆の場合、翌日の朝に施行する。この夢占いと鳥占いで不吉と出た場合、文面は行われぬ。また、女性が生理期間であったり、被文面者が不潔な状態であったりした場合、また嘘をついたりしたときも実施されない。この他にも、部落の中に死亡者が出た場合や家族の男性が狩猟用の罾を設置している場合も、行うことができない。また、「被文面者が動物の内臓を食べたり、血を飲んだりすると、出血が止まらない」、「おこげを食べると顔の皮膚が硬化してしまう」などともいわれる。

タブー 文面を行う過程には、次のようなタブーがある。まず、文面の期間に赤いものを触ることはタブーで、黒いものしか触ってはいけない。赤いものを触ると文面の色が褪めてしまうという。妊婦の見舞いは、タブーである。既婚女性が文面を再び受ける場合、主人が見舞ってはならない。さもないと、顔の傷口にある血が子供を生むときのように止まらなくなる。施行した後、パプリカを食べるはいけない。食べると、傷口が痛くなる。塩やみかんを食べたり、タバコを吸ったりすると、入れ墨が黄色くなってしまふ。これらのこともタブーとなっている。被文面者の家族は、派手な紋様がついている着物を着てはいけない。さらに、顔の傷口が癒合される前に家族以外の人と会うと、入れ墨が変色してしまうので、これもタブーとされる。

（4）文面の器具

次に、文面に関する主な器具をいくつか紹介する。これは台湾中央研究院民族学研究所博物館、順益台湾原住民博物館、烏來泰雅民族博物館、台湾大学人類学博物館の資料、展示物と郭の口述資料を参考にした。ただし、これらの博物館に展示されている文面の器具は、すべてのタイヤル族の器具として取り扱われている。そのため、これらの器具の特徴が、セデック族に特有のものなのか、タイヤル族に特有のものなのか、または、この二つの民族に共通したものなのかを判断することができない。

排針 (Tatuk) 郭は、これを「文面針座板」と称する。外観はブラシと似ている。長さ 15～20 センチで、先端部に金属製の針が付いている。その材質は、布を縫うときに使う針と同じである。針の末端が、木柄に差し込まれている。木柄のサイズは、先端部の針の数量によって異なっている。先端部に残された針の長さは、1～3センチである。金属の針が使用される以前は、荊棘系などの植物の刺と竹でつくられた針が使われていた。排針は彫る部位によって異なる。先端部の針は1列から4列まであり、それぞれの列には4～12本程度の針がある。文面師は一般的に複数の排針を持ち、紋様によって異なる排針を使うという(写真2 右から2番目)。

『蕃族調査』には、2種類の排針の手書き図が収録されている(中央研究院民族学研究所 2011: 87)。図2の右側のものは、皮製の文面道具の収納袋であると推測されるが、今では考証できない。



図2 排針と文面道具の収納袋(推測)(佐山2011:87)

刺針 (刺刷) 長さは排針より長く、先端部に1～3本の金属製の針が付いている。使い方は排針と同じで、細部の紋様に対応する。烏來泰雅民族博物館にあるタイヤル族の刺針は、先端部に1本の針しか付いていない。

木槌 (Tuting) 軽い木材でつくられている。木槌で排針を叩くことによって、排針で顔の皮膚を刺す。先端は叩きやすくするため、太めにつくられている。手で握る末端は比較的細い。筆者が順益台湾原住民博物館でみた木槌の実物は、長さ20～25センチ、幅約5センチのものであった(写真2右端)。木槌に標準仕様はない。ただ、文面師により、木槌の仕様と大きさはそれぞれ異なっているという。

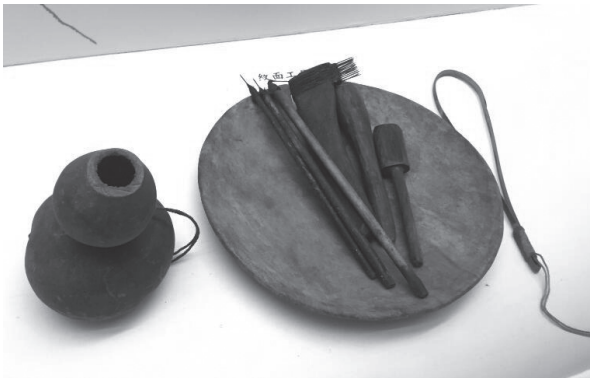


写真1 烏來泰雅民族博物館にある文面器具
(筆者撮影2017年11月)

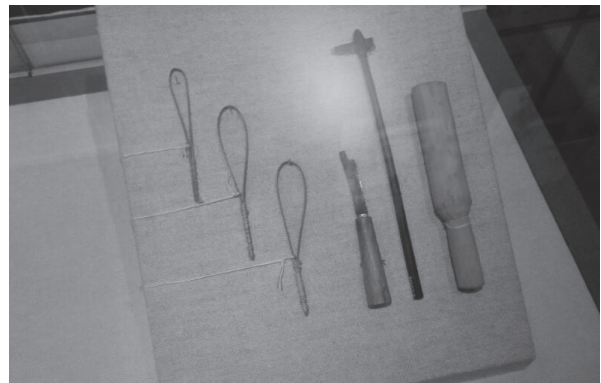


写真2 順益台湾原住民博物館にある文面器具
(筆者撮影2019年8月)

血を除去する器具 タイヤル族のものも含めると、3種類に分類される。一つは、セデック族で最もよく使われている、楕円形の薄い竹製のものである（写真2 左側1、2、3番目）。二つ目は、雄鶏の羽毛でできたものである。三つ目は、大きな円形で藤製のものである。これらの器具は、排針で皮膚を刺した後に傷口から出る血を、皮膚から除去するためのものである。

塗料の容器 (Kulu Qbulic) 郭は、これを「炭灰盒」と称する。かつては、ヒョウタン、樟木、竹などが使われていた。写真1から、タイヤル族はヒョウタンでつくられた容器を使っていたと判断できる。だが、セデック族にヒョウタンの容器を使う習慣があったかどうかは判断できない。いずれの材料にも必ず蓋が付いている。その理由は、炭灰を乾燥した状態に保持するためである。漢民族と接触した後、鉄でできた箱形の容器になった。

床板 (Sapo) 日本語の床板と異なり、ベッドの人を支える部分の板のことを指す。木製の床板を地面に設置し、被文面者は床板の上に寝て文面を受ける。かつて、床板は「Qreti (五節芒)」の茎、または細い竹で編んでできたものであった。それは、セデック族の一般的な家庭用の床板と全く同じものである。

V 文面の起源伝説

セデック族の文面の起源に関する伝説には、多くのパターンがある。その中に、有力な二つの伝説がある。一つは女性の文面の起源に関することで、子孫を増やすことに関連している。二つ目は、男性の文面の起源で、自分たちの部族を他の部族と区別することに関連している。

まず、一つ目の伝説から紹介しよう。郭はタックダヤ語群の老人が、女性の文面の由来について述べたことを、次のように記している。

伝説の起源地「Pusu-Qhuni」から生まれた男女2人は、互いに頼り合って生きてきたため、兄弟姉妹のような親密な関係になった。ある日、女性はこの世に2人しかいないので、2人がいなくなったら人類が滅亡してしまうと考えた。そして、女性は男性に「明日、あなたの伴侶を探すため遠いところに行く。10日後にQtelunの道で彼女を待って、そして彼女と夫婦になってください」といった。10日後、男性が約束の場所で待っていると、顔に文面のある女性と出会った。その後、夫婦になり、子供を産んだ。男と出会った女性は、顔を黒く塗った元々の女性本人であった。この2人を祖先として、セデック族は発展してきた（郭 2011：51）。

『蕃族調査』のタウツァ語群とトロック語群の記録の中にも、タックダヤ語群と類似の記録がある（中央研究院民族学研究所 2011：17-18）。ただし、男女は母子の関係である。タウツァ語群もトロック語群も、「女性は遠い山の奥で樹木の汁で顔を染め、何事もなかったように戻った」という内容が記録されている。ストーリーの細部はタックダヤ語群のものとは異なっているが、共通点も多い。また、何によれば、合作村のタウツァ語群の伝説でも、男女は母子の関係であるという（何 1959：8）。

いずれも、男女は血縁関係にあり、そして、女性が子孫を増やすためにさまざまなパターンが考えられている。しかし、いずれも自らの容貌を変え、男性と夫婦になるというものである。この伝説が、セデック族の子孫繁栄の基になっている。

次に二つ目の伝説である。この伝説は男性の文面の起源で、他部族と区別するために文面が始まったとするものである。各語群には、太古の時代に、先祖が山地から平地へ移住したという伝説がある。山地に残った人たちは、平地へ移住した人たちにだまされたり、驚かされたりして、恨みをもった。自分たちと平地に移住した人たちを区別するため、山地セデック族は顔に文面を始めたという伝説である。「誠実ではない人、または悪賢い人に最も厳しい刑罰である「首狩り」を施行する」と代々、伝えている。また、セデック族の先祖は、外の部族と戦った際、混乱した戦場でよく間違っただけで味方の戦士を傷つけ、または殺すことがあったという。戦場ではっきりと敵と味方を区別できるように、セデック族は顔に文面を始めたという伝説もあるという（郭 2011：53-55）。

これらの伝説を整理してみよう。起源伝説におけるセデック族の文面の理由は、次のようにまとめることができる。

男性の理由は、「自らを他と区別するため」というものである。これらは、戦闘と関わっている。すなわち、味方（集団内の人）を間違っただけで殺さないようにするためである。文面は敵（集団以外の人）と味方（集団内の人）を区別する手段となっている。さらに、集団の一体性を強調するという意味もある。ここからセデック族の強いアイデンティティーがみえてくる。

女性の理由は、子孫を増やすためである。セデック族の伝説では、女性は肉親の男性と結婚するために、本当の顔を隠さなければならない。そこには、文面を施した後でなければ、結婚できないという「GAYA」との関連もみられる。また、「女性は遠い所や山の奥に行き、文面の姿で戻る」というプロットもある。このプロットは、セデック族の女性が文面を彫り、全快した後に部落に戻るという流れを連想させるものである。

VI 文面の紋様

多くの文献では、セデック族男性の文面の紋様と、年齢・家族・部落における地位などとの関係はないとされている。また、郭もこうした関係は、認められないとしている。したがって、紋様の選択の基準は、その文面を彫る文面師や被文面者個人の美意識にあると考えられる。また、各語群の紋様には、微妙な違いがある。セデック族の文面は、すべて手作業なので、全く同じ文面の紋様は存在していない。部落の文面師が彫ることができない場合は、隣の部落の文面師に頼むことになる。文面師にとって、自分が彫った文面は、自分の作品のようなものである。どれほど熟練していても、紋様には個体差が現れる。清流部落の川中島農工芸坊の黄瑞香氏は、「セデック族の入れ墨は文面師にとって絵のような存在で、高い価値がある芸術品です。簡単にコピーできるものではない」という。

昔のセデック族にとっては人の容貌より、黒く鮮やかな文面の方が魅力的であったとされる。しかし、文面は時間が経つにつれ、色が褪せていく。そのため、セデック族の女性は2回、3回と彫り重ねていく。男性も出草を繰り返すごとに、顎の文面を彫り重ねていく。






次に具体的な紋様について、述べていこう。タイヤル族とセデック族の文面の紋様について、表1と表2にまとめた。このスケッチは、何廷瑞の「臺灣土著諸族文身習俗之研究」(何 1959)や、他の資料を参考にしながら、筆者が描いたものである。

(1) 男性の顎の文面

男性の顎の文面は、基本的に5種類に分けられる。セデック族では単線條一段形と単線條一段枠付き形がよくみられる。顎に彫られるため、額の文面と比べると短く、半分程度の長さとなっている。セデック族の顎の文面の幅は5分(1.5センチ)程度で、長さは1寸(3センチ)程度である。男性が顎の文面を彫る条件は、人の首を切ることであった。そのため、首狩りの名手は、幾度も顎の同じところに入れ墨を彫ることがあった。そこで、2回目以降の入れ墨は、1回目と同じ形でなければならぬと考えられている。

日本統治時代、顎の文面の条件は簡素化されたが、出草の風習の禁止とともに、顎に文面を彫る風習は全面的になくなってしまった。そのため、セデック族男性の文面は、基本的に額のみになった。さらに、日本統治時代の昭和2(1913)年に文面の風習は禁止され、額に文面を彫る風習もなくなってしまった。

表1 成年男子顎の文面紋様表 (何 1959: 14 を基に筆者作成)











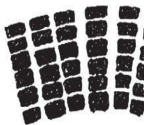

単線條一段形	 単線一段	 単線一段(枠付)	 単線一段(=重枠) (粗)
	単線條一段形	単線條一段形(枠付き)	単線條一段形(二重枠付き)
単線條二段形	 単線二段 (粗)	 単線二段(枠付)	
	単線條二段形	単線條二段形(枠付き)	

(2) 男性と女性の額の文面

セデック族男性の額の文面は、幅約5分(1.5センチ)、長さ2寸(6センチ)ほどである。単線條1段杵付き形がセデック族ではよくみられる。森丑之助によれば、単線條1段(杵付き)の形は、霧社群と木瓜蕃でみられるとされる(森1917:199)。『台湾蕃族慣習研究』(台湾総督府蕃族調査会1921)の記載によれば、南投県の西部セデック族の額の文面の長さは比較的短く、約1寸5分(4.5センチ)であり、東部トロック語群(現タロコ族)のは細長く、幅は約3分5厘(0.9センチ)から5分(1.5センチ)までで、長さ約2寸(6センチ)から2寸5分(7.5センチ)までであるという(台湾総督府蕃族調査会1921:350)。

部族、または人の顔の大きさによってサイズが異なり、条数は基本的に1条のみである。ただし、『蕃族調査』によれば、木瓜蕃では男性の額に5条を彫る記録がある(中央研究院民族学研究所2011:87)。また、林えいだい『写真記録-台湾植民地統治史』(林1995:12)には、木瓜蕃ユハタ社の頭目と副頭目がそれぞれ7条、5条の額の文面を彫っている写真が収録されている(写真3)。この木瓜

表2 額の文面紋様表(何1959:14を基に筆者作成、ただし六線條形手描き図の出典は『蕃族調査研究報告 泰雅族前篇』佐山2012:245)

単線條一段形	 単線一段	 単線一段(杵付)	 単線一段(垂杵)	 単線一段十字形(杵付) 紋様縦向
	単線條一段形	単線條一段形(杵付き)	単線條一段形(二重杵付き)	単線條一段十字形(杵付き)
単線條二段形	 単線二段 (比較向=細い)		 単線二段(杵付)	
	単線條二段形		単線條二段形(杵付き)	
単線條三段形	 単線三段		 単線三段(杵付)	
	単線條三段形		単線條三段形(杵付き)	
多線條形	 単線一段(杵付)×3	 単線一段(杵付)×5	 萬大蕃女子	 単線一段(杵付)×7
	三線條形(杵付き)	五線條形(杵付き)	六線條形	七線條形(杵付き)

蕃の頭目と副頭目の額の文面は本来、顎に彫られるもので文面は首狩りが行われるごとに増えていく。そのため、首狩りの名手は顎に彫る場所がなくなり、額に彫られることにもなる。また、木瓜蕃の人たちには、顎の文面を彫り重ねていく習慣はない。首狩りの名手は初めての出草で、顎に一つの文面を彫る。それ以降は、額に彫ることになると考えられる。頭目が副頭目より額の文面の数量が多いのは、こうした理由によるものであろう。この他、『台湾原住民族系統所屬之研究：第一冊本文篇』には、木瓜蕃の男女とも額の文面は複数で、その幅は比較的太いという記録がある（移川、馬淵、宮本、楊訳注 2011: 26）。



写真3 木瓜蕃ユハタ社の頭目と副頭目（林 1995:12）

セデック族女性の額の文面の條数は、社群、部落、あるいは人によって異なる。これまでの資料をみると、西部タックダヤ語群における女性の文面の條数は比較的多い。5條が主であるが、7條と多いものもある。何によれば、タウツァ語群においては、3條が主であるという（何 1959: 14）。『台湾蕃族慣習研究』（台湾総督府蕃族調査会 1921）の記載によれば、タウツァ語群の中に、額の中央に1條とその両側に小形のもの各1條を付けている特例がある（台湾総督府蕃族調査会 1921: 349）。これは十字形の額の文面に対する記録であると思われる。また、このような十字形文面の記録は、他の部族では一切みられないため、おそらくタウツァ語群特有のものであると推測される。セデック族女性も男性と同じく、6～7歳のころに額の文面を彫る。初めに額の中央に1條を彫る。次に、その1條を対称軸として、右と左にそれぞれ2條ずつ條数を増やす。たとえば、2回目は一つから三つに、3回目は三つから五つに増やしていく。そのため、條数は必ず奇数になる。ところが、『蕃族調査研究報告 泰雅族前篇』には、タイヤル族万大蕃における女性の額の文面の條数は、6條であるという記録がある（中央研究院民族学研究所 2012: 245）。その條数を増やす方法は、セデック族とは異なっているようである。最初に額の中央に2條彫り、その後、右と左に2條ずつ條数を増やすという方法かもしれない。ただし、その具体的な方法については、現在明らかにすることができない。

管見の限り、これまでセデック族西部タックダヤ語群において、額に3條の文面をした女性は1人もみられない。といっても、若い女性の場合、條数を追加する可能性があるため、ここでの対象者は成年、年長の女性だけである。郭も、かつて部落で年長の親戚を調査したことがあった。その結果は、少なくとも西部タックダヤ語群の範囲では、額に3條の文面をした女性は1人もいなかったという。



写真4 セデック族西部タックダヤ語群 朝阿三氏（2000年撮影
当時90歳）（劉育玲2001 付録268）

ただし、日本統治時代の文献には、東部花蓮地区のトロック語群には、額の文面が3條の女性がいたとされる。これに対して、郭は「彼らが、西部から東部に移住した際に、文面師は彼らと共に移動しなかった。移住者は、領域を拡張し戦うため、ほとんどが若者であった。そのため、文面の技術をもつ人はおらず、女性の文面の「GAYA」を忘れてしまったのである。こうして、額の文面が3條である女性が存在したのだろう」という。

（3）女性の頬の文面

タイヤル族、タロコ族を含め、女性の頬の文面は、基本的に複数の曲線と十字形からなっている。これらの曲線は、3組の平行線によって構成されている。一つの組には、密集している四つの曲線がある。一部の族群では、一つの組に三つの曲線がある。紋様は、基本的に単十字形と多十字形の2種類に分かれる。十字形の紋様が多ければ多いほど、時間と労力がかかる。しかし、その紋様は身分、地位などに関わりなく、文面の技術者と個人の好みによって決定される。

このような紋様は、セデック族の紡織の網目状の菱形紋様と似ている。そのため、両者には深い関係があると考えられる。セデック族にとって、菱形紋様は「目」を意味しているが、「心」と理解している部族もいる。そのため、多くの菱形紋様を着物と飾り物につけることにより、祖霊の加護を受けることができると信じている。セデック族は文字をもたないため、文面と紡織の紋様で歴史を表す可能性がある。このような紡織紋様は祖霊、自然、日常生活と関連している。そして紡織と文面文化は「GAYA」を履行する直接的な体現であり、セデック族と祖霊を結びつける存在でもある。

頬の文面の幅は、耳から顴骨の幅になる。そして、左側と右側の文面が、鼻の下である人中部位で結合し、唇の周辺にも及んでいる。両側の大きさ、角度は、全く同じである。基本的に、頬の文面の形は族群により3種類に分かれている。

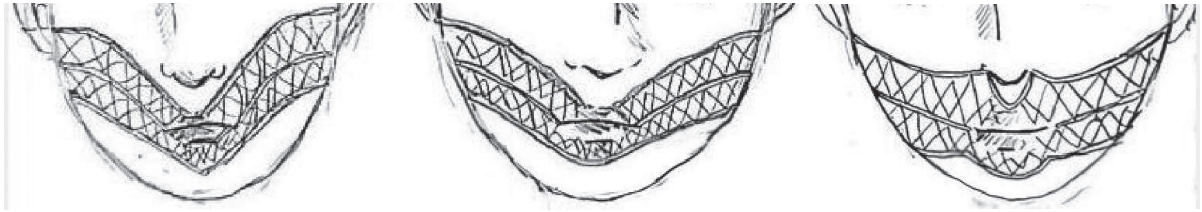


図3 タイヤル族（左、中）とセデック族（中、右）の女性の頬の文面（筆者作画）

タイヤル族とセデック族女性の文面の最も大きな違いは、頬の文面の形状である。タイヤル族の女性文面は「V」の形状をしている。竹林中學研究チームによれば、シカヤウ（Sqoyaw）群とサラモン（Slamaw）群以外のタイヤル族女性の文面は、図3の左側の形をし、シカヤウ群とサラモン群のみ、図3の中央の形をしているという（新北市中和區竹林中學研究チーム 2010）。『蕃族調査研究報告 泰雅族前篇』によれば、北部の部落では、図3の左側の形がよくみられたという（佐山 2012：245）。図3の左側の形と中央の形の違いは、傾斜の角度と下唇以下の部分の形状である。前者の特徴は、耳から顴骨までの範囲がほとんど直線で、顴骨から大きく下に傾斜していることである。また、下唇以下の部分は、三角形をなしている。後者の特徴は、傾斜の程度が緩やかで、下唇以下の部分は曲線形をしている。ただし、図3と異なり、頬の全体を覆う場合もみられる。

セデック族の場合、基本的には図3の右側のように、下に曲がる曲線の形状、もしくは曲がる度合いが、比較的低い水平線の「U」の形をしている。そして、特徴的なのは鼻と上唇との間に「U」の形の皮膚を保留することである。ただし、図3の中央の形状をしている例もある。また、『台灣原住民族系統所屬之研究：第一冊本文篇』によれば、西部セデック族の3語群と東部のトロコク語群（現タロコ族）と木瓜蕃の文面は口元から耳までの直線、または大幅な下に向かって曲線形をしているという（移川、馬淵、宮本、楊訳注 2011:26）。この記述は、図3の中央と右側の形とそれぞれ対応している。

タロコ族女性の文面は、セデック族のものと類似している。基本的に下に曲がる曲線の形状をしているが、幅は比較的狭い。鼻と上唇との間には、セデック族のような「U」形の素肌がなく、スムーズにもう一方と繋がっている。下唇以下の部分は、曲線形をしている。そして、耳から顴骨までの範囲が上に曲がり、また、顴骨から微妙に下に曲がっている。鼻と上唇との間は、セデック族のものとは異なり、タイヤル族のものと似ている場合もある。

セデック族の各語群、またはセデック族とタイヤル族の文面の紋様や形、位置に関しては、それぞれに特徴的な部分がある一方、共通している部分もある。共通する部分がある理由は、文面師が自らの部落だけでなく、隣の部落、さらに他語群の人に文面を彫るためである。そのことにより、一つの部落、または語群の文面の紋様の専有性、独自性を維持することができなくなる。すなわち一つの部落、語群にしか存在しない紋様はないと思われる。

男女の文面は、霊界への橋である「虹の橋」を表していると考えられる。すなわち「橋」の直線と「虹」の曲線からなっているのである。女性の頬の文面は曲線で、男性の顎の文面を合わせると一直線になり、さらに曲線を結ぶと「橋」になると考えられる。こうして、男性は女性と結合すると、完璧な人生を送れるとされる。これに関しては、郭も同様の考えをもっている。彼は、「かつて、聞き



写真5 「[太魯閣族] 臺灣タロコ蕃の美少女 Beautiful girl of Taroko savage, Formosa」
(1920年代発行：生蕃屋本店 國家圖書館 臺灣記憶)

取り調査を行った際、部落の年長者が、女性の文面が虹を表しているという考えをもっていることが分かった」と述べている。

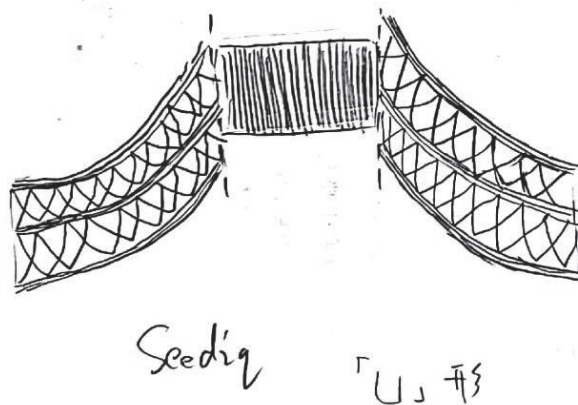


図4 セデック族の文面による「虹の橋」想像図（筆者作画）

図4は、セデック族の男女の文面を合わせた「虹の橋」の想像図となっている。図4で示したように、女性の頬の文面の左側を、中央にある男性の直線状の文面に繋ぎ、さらに女性の頬の右側と繋げて、虹の形をつくっているように思われる。ただし、これはあくまでも筆者の想像にすぎない。文面の経験者、またはセデック族の年長者から、この発想に対する証言を得たことはない。

(4) まとめ

表3 セデック族男女入れ墨対照表 (筆者作成)

	額部	頬部	顎部	手部、腕部	足部
男性	基本的に1条のみである。木瓜蕃では5条、7条の場合がある。条件なし。6～7歳のころに彫る	なし	1条のみである。条件は人の首を切ること(成人)	なし	なし
女性	1条、3条、5条、7条の場合がある。条件なし。6～7歳のころに彫る	両頬にある。条件は紡織を熟練すること(成人)	なし	なし	一部の部族では数条ある。条件は特になし

表3は、セデック族男女の入れ墨の部位に関するものである。この表に関しては、若干の追加説明をしなければならぬ。これまで筆者が参照した資料によれば、セデック族の男女にかかわらず手部、腕部に入れ墨をしたという記録はない。一方、すねの入れ墨は、セデック族も行っている。何は霧社地区で、すねに額部と似ている紋様の数条の入れ墨を彫っているセデック族女性をみたという。これらの数条の入れ墨は額部と異なり、比較的乱雑で、中には、各条の入れ墨の間に円環状の紋様があるものもある(何 1959: 15)。また、『蕃族調査』(中央研究院民族学研究所 2011: 87)と『台湾蕃族慣習研究』(台湾総督府蕃族調査会 1921: 351)では、日本統治時代にも南投県ですねに入れ墨のあるセデック族女性の記録がみられる。

VII 文面の復興と現状

日本統治時代の1913年、南投庁長である石橋亨は、セデック族の文面風習を禁止した。そのことが、セデック族の数千年にわたる文面文化がなくなるきっかけとなった。当時、日本政府は「五年理蕃計画」、「皇民化政策」などを行った。そうした政策の一つに、文面のある民族に対し「割文」という文面を除去する手術の実行があった。具体的には、入れ墨を彫っている部分の皮膚を切り取る手術である。こうして文面は禁止され、文面の器具も没収されることになった。このことにより、セデック族の若者の審美眼や価値観は大きく変化した。「白い肌は、入れ墨のある肌より美しい」と考えられ、文面は未開の象徴であるという考えが一般化していった。これは、セデック族の文面文化の喪失の始まりであった。日本統治時代以降、国民党政府に引き継がれた台湾原住民セデック族は、すでに文面文化を失っていた。当時の台湾国民党政府は、特に文面を禁止しなかった。しかし、時代の変化と外の社会からの影響、そして文面技術の伝承の断絶により、文面はほとんど消失してしまった。セデック族は、自分たちの文化の拠り所を失いつつあった。

台湾では、文面のある原住民の老人を、「文面国宝」と呼んでいる。2019年、苗栗県のタイヤル族で「文面国宝」の柯菊蘭氏が、病気で逝去した。現在、台湾において文面のある唯一人の原住民は、セデック族タウツァ語群のIpay Sayung氏である。Ipay Sayung氏は5歳のとき、額に文面を彫った。だが、15歳のとき、強制的に取り除かれてしまった。今は、その痕跡が少しだけみえるという。原住民族委員会は「文面国宝」のために『文面傳統知識保存專案計畫』を設立した。日常生活と医療保

険などの面で「文面国宝」を優遇する政策を行っている。

現在、清流部落には、伝統的な文面をしている人は1人もいない。20世紀以降、セデック族による「正名運動」の影響により、セデック族の年中行事において、黒い塗料で顔に簡単な文面を描くという「象徴的な文面」が始まった。さらに近年では、30代～50代のセデック人たちを中心に、伝統的な文面文化の完全復興を主張する人たちが現れた。彼らの中には、現代的な入れ墨の方法で文面を彫っている人もいる。2011年10月1日、花蓮県で「紋面文化伝承活動」が行われた。そのとき、文面のある老人が、新たに文面を彫った人を認定するという儀式が行われた。山本は「この伝承と認定の儀式は、新たにイレズミを入れた人々の間においてイレズミの資格についての見解がわかれている現在、その感情的なわだかまりに一応の終止符をうつものであった」（山本 2012：121）と述べている。このような文面復興を叫ぶ人に対し、族群から容認する声がある一方、文面のない中年者や年長者からは批判の声も上がっている。現在、清流部落だけではなく、セデック族全体においても、文面を彫る人は非常に少ない。セデック族の文面文化の復興は、困難な状況に置かれている。

（1）文面復興運動の問題点

このような現代的な手段を通じて文面文化を復興させようとすることには、次のような問題点が存在する。

文面を施す方法の問題 1913年、日本政府が文面を禁止した後、文面の技術は伝承されず途絶えてしまった。1945年、国民政府が台湾の原住民族の統治者となったが、そのときには、文面技術を伝承する人はほとんどいないという状況になっていた。このような状況で原住民が文面を彫るには、現代の入れ墨技術を選択するしか方法はない。しかし、こうした文面は、誰でも彫れるものである。文面を彫る厳しい条件もなく、本物の文面として認めるには、疑問が残るものであった。文面民族にとって、文面の意義は「顔面の入れ墨」という具象的なものだけではない。彼らは、成人の条件を次々と達成し、占いと心の鍛練を経て、祖霊、部落の長老からの祝福を受ける。その後、専任の技術者の手で、芸術品のような人間の証明である文面を彫るという過程が重要なのである。文面は「顔面の入れ墨」というような、目にみえるものだけでなく、その裏にあるみえないものが、それ以上に大切なことなのである。

文面のある人、ない人の分断 文面のない人とある人の差異の問題である。原住民が現代文明と接触する前、部落で文面のない人は異人とみなされ、差別的な存在となっていた。ところが日本統治時代に文面文化が禁止され、それ以降生まれた人たちのほとんどが文面のない顔になったのである。現在の部落では、文面のある人の方が、逆に異人とみなされている。かつて、文面をしなければ成人ではないという考えが、各村人の心に染み込んでいた。しかし、現在では価値観が大きく変化し、文面を彫ることはなくなった。このような状況で文面を彫るということは、周囲の村人の、さらに自分自身のアイデンティティーにも、揺らぎや疑問を生じさせることになる。文面を施した者は、文面のない年長者に、問い詰められることになるのである。

群集心理 現在、文面を彫る人は少ない。そのため、多数の人に従い、文面を彫らないという群集心理もある。

審美的問題 現在のセデック族は、現代人の皮膚の色には、黒い文面は合わないと考えている。か

つて、セデック族は狩猟採集と畑の労働の生活であったため、日中は外にいることが多かった。こうして、男性は狩猟採集活動と出草、女性は畑での労働など、長時間にわたり太陽光に皮膚を晒すことで、皮膚の色が深くなり、基本的には濃い褐色系になっていた。このような色の皮膚に黒い文面を彫ると、その皮膚との一体性が強く、見た目は非常に良いものであった。しかし、現在のセデック族の生活は、かつての生活とは大きく異なっている。長時間にわたり、外で活動することはない。畑での労働もすでに機械化されている。そのため、セデック族の皮膚の色は、一般的に白くなっている。このような白い皮膚に、黒い文面を彫っても、かつての美的印象を与えることはできない。違和感が強く、不自然な感じさえする。こうしたことも、現在のセデック族が文面を彫るという意欲が低い理由になっている。

(2) 文面に対するセデック族の意識

筆者は、清流部落で6名のセデック族に対し、文面に関する聞き取りを行った。その6名は40代1名、50代2名、60代2名、70代1名である。その中で、40代1名、50代2名、60代2名の5名は文面を彫るという意欲を少なからずもっているという。ただし、文面を彫ると日常生活に支障が生じる恐れがあるとも考えている。また、文面は「自分がセデック族である」ということを常に社会に表すため、「セデック族」という民族の名を重く背負うようになっていくと感じている。現在、彼らは昔のような「GAYA」という規則の下で生活しているわけではない。現代社会の文明の基準に従って暮らしているのである。その文明の基準から外れれば、部落という小さな範囲だけではなく、全台湾、さらに全世界から非難されることになってしまう。それは自分だけの問題ではなく、セデック族全員が同様に非難を受けることになる。こうしたことを考えると、文面を彫るということは、彼らにとって、非常にハードルの高いことなのである。

おわりに

以上のように、本論では台湾南投県仁愛郷に暮らす、西部セデック族の伝統的な文面文化を中心にみてきた。その中で取り上げたのは起源伝説、施行の順序、前提条件、タブー、器具、男女の紋様に関する問題であった。近年、セデック族では伝統的な方法と異なる手段で、文面文化を復興させようという動きが始まっている。こうした復興の動きが現れた理由は、「正名運動」により、民族としての必要条件である「独自の文化をもつ」という意識が芽生えたことによる。また、アイデンティティーの揺らぎを感じていたセデック族が、民族アイデンティティーを固めるために、失った文化を復興させようとした現れであると考えられる。現在の台湾社会は「人の顔に入れ墨を彫る」という文面文化を尊重し、文面を原住民の貴重な文化遺産として扱うようになっていく。ただ、実際の社会生活の中では、依然として文面に対する包容力は弱い。ひたすら文面文化を復興させ、そこに成人標識という重い文化的な意味を付与することは難しい。民族アイデンティティーを確立するために、かつての風習を押し付けてしまうことにもなってしまう。アイデンティティーを確立するための風習と現代社会の間に矛盾が生じ、原住民は逆に生きづらさを感じてしまうようになる。

伝統的な文面文化を記録、保存することは重要なことである。その一方で、文面の中に民族アイデンティティーを求めるといふ方向には、さまざまな問題が生じてくる。むしろ、文面を一種の身体的な入れ墨創作という原住民芸術として取り扱う、という姿勢が求められているのではないだろうか。それは、かつてのセデック族の文面風習の文化的な意味を肯定することにつながっていく。文面文化にある芸術的な面を認め、それが適切な形で社会に存在していれば、セデック族がもつ細やかな文化が社会に広まっていくと思われる。人々が文面文化に触れることができれば、セデック族が過去に行っていた伝統的な風習の意味と価値を理解するきっかけになるであろう。

文面の重要な意義の一つに、「成人の証」を示すというものがあった。現代社会におけるセデック族にとっても、成人ということは重要なポイントである。文面文化に含まれる「成人の証」という意義を、文面文化の復興運動はどのように取り扱っていくのだろうか。また、現代の価値観に適合したセデック族の「通過儀礼」の在り方はどのようなものであろうか。その可能性は多様で、十分な考察と検討が必要である。今後の課題にしたい。

註

- (1) 日本では、一般的に、先住民という言葉が使われている。ただし、台湾において先住民という言葉は、かつて存在していたが、現在は存在していない民族を指す。原住民という言葉は台湾政府が正式に使っているもので、差別的な意味合いをもっていない。そこで、本論では原住民という言葉を使用することにする。
- (2) 台湾原住民にあった風習で、敵対部落や異民族の構成員を殺し、首を持ち帰ること。
- (3) 「GAYA」という言葉を、正確に中国語や日本語に置き換えるのは難しい。本論では「族律」とした。「GAYA」はセデック族の「UTUX」文化に基づいた法律や祖先の教えである。また、セデック族の文化と、文化により構築された社会規範の混合体である。これはセデック族の約束であり、セデック族の心を充実させ、導くことができる。「GAYA」はセデック族という民族の存在の基本となっている。
- (4) 「UTUX」はすべての神、鬼、神霊、幽霊のような超自然的なものである。「現世」を超える人間の認知範囲以外の世界に対する総称でもある。「UTUX」は幅広い意味をもつため、そのつど意味は異なってくる。そのため、本論ではその直後に丸括弧をつけて、適切な意味を記した。
- (5) 地理的には、台湾中央山脈を境に、西部セデック族と東部セデック族に分かれている。セデック族の中にタックダヤ、タウツァ、トロックという三つの語群（方言グループ）があり、日本統治時代には西部の三語群を霧社蕃（タックダヤ）、韃佗蕃（タウツァ）、卓犖蕃（トロック）、東部の三語群を木瓜蕃（タックダヤ）、韃賽蕃（タウツァ）、太魯閣蕃（内トロックと外トロック）と呼んでいた。東部の太魯閣蕃は、2004年にタロコ族として独自の民族と認定された。
- (6) セデック名は DakisPawan で、漢名は郭明正である。セデック族タックダヤ語群清流部落人で霧社事件マヘボ（Mehebu）社の遺族末裔である。祖父の DakisDuya（漢名は郭金福、日本名は吉丸太郎。1907～1985）は、マヘボ社の出身で霧社事件にも参加したとある。映画『セデック・バレ』の映画歴史顧問、『蕃族調査報告書：紗績族前篇』タックダヤ語群の修復作業、台湾歴史博物館「霧社事件口伝歴史映像記録」の翻訳工作、族語顧問などを担当した。
- (7) 霧社事件は、日本統治時代の1930年10月27日に台湾の台中州能高郡（現在の南投県仁愛郷）霧社で起こったセデック族西部タックダヤ語群のマヘボ社の頭目を中心とした日本時代後期における最大規模の抗暴武装蜂起事件である。
- (8) 清流部落は、元々グルバン（Gluban）という台湾原住民タイヤル族バイバラ（Baala/Bgala・眉原）群古来の伝統領地であった。1931年4月25日の第二霧社事件で蜂起した後に投降した霧社セデック族は、味方蕃とし

て日本に協力したタウツァ社からの襲撃を受け、260人が殺されている。霧社事件と第二霧社事件の生存者約298人は、ここに強制的に移住させられた。

- (9) 珠、貝殻などで飾られたセデック族の服である。珠、貝殻は山地で暮らしてきたセデック族にとり珍しいもので、高い価値があった。
- (10) 中国語では山娘、台湾藍鵲と呼ばれ、学名は「*Urocissa caerulea*」である。台湾島とその周辺諸島に分布している台湾固有種の鳥である。尾の羽毛は青く、非常に美しい。
- (11) 台湾特有種の鳥で、別称は台湾藍腹鵲、台湾山鶏である。学名は「*Lophura swinhoii*」である。
- (12) 台湾特有種の鳥で、セデック族語で「Sisin」、中国語では繡眼畫眉と呼ばれ、学名は「*Alcippe morrisonia*」である。

参考文献

中国語文献（ピンイン順）

- 台北帝国大学土俗・人種学研究室（楊南郡訳注）2011『臺灣原住民族系統所屬之研究：第一冊本文篇』行政院原住民族委員會（初出は1935年）
- 根誌優 2001『21世紀台灣原住民部落紀錄寫真』台湾原住民出版社
- 郭明正（DakisPawan）主編 2008『賽德克正名運動』東華大学原住民族学院
- 郭明正（DakisPawan）2011『真相・巴萊・賽德克・巴萊』的歷史真相與隨拍札記』遠流出版社
- 郭明正（DakisPawan）2012『又見真相：賽德克族與霧社事件 -66 個問與答，面對面訪問霧社事件餘生遺族』遠流出版社
- 何廷瑞 1959「臺灣土著諸族文身習俗之研究」『国立臺灣大学考古人類学刊』第15・16合併号 pp.1-48
- 簡鴻模、依婉・貝林、郭明正（DakisPawan）2002『清流部落生命史 Ltlutuc knkingan sapah alang gluban』台湾原住民同舟協會
- 李福清（B. Rifting・Л и Ф у ц и н）1998『从神話到鬼話：台湾原住民神話故事比較研究』晨星出版社
- 劉其偉 1995『台灣原住民文化藝術』雄獅圖書公司
- 劉育玲 2001「台灣賽德克族口傳故事研究」國立花蓮師範學院民間文學研究所碩士論文
- 鈴木質著、林川夫審訂 1992年再版『台灣蕃人風俗誌』台北武陵出版社（初出は1932年）
- 馬騰嶽 1998『泰雅族文面圖譜 = Atayal facial tattoo : 關於泰雅族文面習俗的文化研究、口述歷史與影像記錄專書』攝影天地雜誌社
- 馬騰嶽、阮昌銳、李子寧、吳佰祿 1999『文面・誠首・泰雅族文化：泰雅族文面文化展專輯』國立臺灣博物館
- 全連合新聞網中央社 2019年10月18日報『文面國寶林智妹盛裝族服高歌迎賓』全連合新聞網中央社
< <https://udn.com/news/story/7328/4112820> >
- 生蕃屋本店発行 1920年代「[太魯閣族] 臺灣タロコ蕃の美少女 Beautiful girl of Taroko savage, Formosa」國家圖書館 臺灣記憶
< <http://cdm.lib.ntu.edu.tw/cdm/compoundobject/collection/card/id/6376/rec/9> >
- 施翠峰 2005『臺灣原始藝術研究』傳藝中心
- 新北市中和區竹林中學研究チーム 2010「燦爛的遺產－紋面文化」竹林中學
< http://librarywork.taiwanschoolnet.org/cyberfair2010/a86680280/index_.html >
- 尤瑪・達陸（Yuma Taru・黄亚莉）2010「泰雅族紋面耆老口述資料、影像記錄整理及台灣紋身民族之分析」苗栗縣泰雅北勢群文化協進會
- 中央研究院民族学研究所 2011『蕃族調查研究報告書第四冊賽德克族与太魯閣族』（中国語編訳版）（初出は1917年）
- 中央研究院民族学研究所 2012『蕃族調查研究報告書第五冊泰雅族前篇』（中国語編訳版）（初出は1918年）

日本語文献（五十音順）

- 上野千鶴子編 2005『脱アイデンティティ』勁草書房
- 喜納育江編著 2016『沖縄ジェンダー学3 交差するアイデンティティ』大月書店
- 桐生眞輔 2019『文身 デザインされた聖のかたち：表象の身体と表現の歴史』ミネルヴァ書房
- 佐野賢治 2011『ヒトから人へ“一人前”への民俗学』春風社
- 台北帝国大学言語学研究室編纂 1935『原語による台湾高砂族伝説集』刀江書院
- 台湾総督府蕃族調査会 1921『台湾蕃族慣習研究』第一巻
- ダックス・パワン (DakisPawan・郭明正)、下村作次郎訳 2010「Kari Alang Nu Gluban (カリアランヌグルバン・清流部落簡史)」『日本台湾学会報』第12号 pp.53-64
- 鳥居龍藏 1897「東部台湾に於ける各蕃族及び其分布」『東京人類學會雜誌』12巻 136号 pp.378-410
- 日本順益台湾原住民研究会 2014『台湾原住民研究の射程：接合される過去と現在』風響社
- 林えいだい編 1995『写真記録 台湾植民地統治史：山地原住民と霧社事件・高砂義勇隊』梓書院
- 古野清人 1932「台湾蕃族の刺青」『ドルメン』5号 pp.23-26
- 宮内悦蔵 1940「所謂台湾蕃族の身体変工」『人類学先史学講座』19巻 雄山閣
- 森丑之助 1915『台湾蕃族図譜』第一巻 臨時台湾旧慣調査会
- 森丑之助 1917『台湾蕃族志』第一巻 臨時台湾旧慣調査会
- 山本芳美 1999「タイヤル族に対するイレズミ禁止政策——その経緯と検討(1)」『台湾原住民研究』第4号 pp.3-40
- 山本芳美 2005『イレズミの世界』河出書房新社
- 山本芳美 2012「紋面民族」：台湾原住民族タイヤル、タロコ、セデックの「民族認定」その後とイレズミ」『日本文化人類学会研究大会発表要旨集』(2012) 日本文化人類学会
- 吉岡郁夫 1996『いれずみ(文身)の人類学』雄山閣
- 李干 2019「台湾原住民セデック族に関する研究：現代台湾社会における問題と文化の変容を中心に」『歴史民俗資料学研究』24 pp.215-230 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科
- 臨時台湾旧慣調査会佐山融吉編 1917『蕃族調査報告書』第四巻『紗績族前篇：霧社蕃・韜佗蕃・卓萃蕃』
- 臨時台湾旧慣調査会佐山融吉編 1917『蕃族調査報告書』第四巻『紗績族後篇：大魯閣蕃・韜賽蕃・木瓜蕃』
- 臨時台湾旧慣調査会佐山融吉編 1918『蕃族調査報告書』第五巻『大么族前篇：大料坎蕃・合歛蕃・馬利古灣蕃・北勢蕃・南勢蕃・白狗蕃・司加耶武蕃・沙拉茅蕃・萬大蕃・眉原蕃・南灣蕃・溪頭蕃』
- 臨時台湾旧慣調査会小島由道、安原信三 1915『蕃族慣習調査報告書』第一巻『たいやる族』

映像資料

映画

- 魏徳聖 (ウェイ・ダーション) 監督 2011『セデック・バレ』(中国語タイトル：賽徳克・巴萊、英文タイトル：SeediqBale)

ドキュメンタリー映画

- 湯湘竹監督 2013『セデック・バレの真実』(中国語タイトル：餘生—賽徳克・巴萊、英文タイトル：Pusu Qhumi)

テレビ番組

- 民視讚夯 Formosa TV Thumbs Up 2018『2018.07.14【民視異言堂】最後の國寶奶奶』
< <https://www.youtube.com/watch?v=Kk-tFXr39gg&list=ULB5aRFLlvvnY&index=1087> >

展示資料

台湾中央研究院民族学研究所博物館泰雅族コーナー展示物

順益台湾原住民博物館刺青 Tattooing 器具展示

烏來泰雅民族博物館泰雅族刺青器具展示

台湾大学人類学博物館泰雅族コーナー展示物